

一億総活躍推進室の設置に関する規則

〔平成27年10月13日
内閣総理大臣決定〕

(設置及び任務)

第1条 内閣官房に、我が国の構造的な問題である少子高齢化に真正面から挑み、「強い経済」、「夢をつむぐ子育て支援」、「安心につながる社会保障」の「新三本の矢」の実現を目的とする「一億総活躍社会」に向けたプランの策定等に係る企画及び立案並びに総合調整に関する事務を処理するため、一億総活躍推進室（以下「推進室」という。）を置く。

(組織)

- 第2条 推進室に、室長、室長代理、室長代理補、次長、審議官、参事官、企画官その他所要の室員を置く。
- 2 室長は、内閣官房副長官（事務）をもって充てる。
 - 3 室長は、推進室の事務を掌理する。
 - 4 室長代理は、内閣官房副長官補（内政担当）をもって充てる。
 - 5 室長代理は、室長の事務を代理する。
 - 6 室長代理補は、室長代理を補佐する。
 - 7 次長は、命を受けて、推進室の所掌事務に関する重要事項の企画及び立案並びに調整に関する事務を総括整理する。
 - 8 審議官は、命を受けて、重要事項の企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。
 - 9 参事官は、命を受けて、重要事項の企画及び立案に参画する。
 - 10 企画官は、命を受けて、特定事項の企画及び立案に関する事務に従事する。
 - 11 参事官、企画官及び室員は、非常勤とすることができる。

(政策参与)

- 第3条 推進室に、政策参与を置くことができる。
- 2 政策参与は、命を受けて、推進室の所掌に係る専門的事項について意見を具申する。
 - 3 政策参与は、非常勤とする。

(補則)

第4条 この規則に定めるもののほか、推進室の内部組織に関し必要な事項は、室長が定める。

附 則

この規則は、平成27年10月13日から実施する。